京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷　第二號

大正十一年二月一日發行

論叢

最低生活費免税論・・・・・・・・・・法學博士　小川鄉太郎

植民政策是非・・・・・・・・・・文學博士　原勝郎

小作制と小作法・・・・・・・・・・法學博士　河田嗣郎

經濟道と經濟術・・・・・・・・・・法學士　作田莊一

海運に於ける競爭と獨占・・・・・・法學士　小島昌太郎

時論

我邦消費税の體系を論ず・・・・・・法學博士　神戸正雄

說苑

リッケルトの價値體系・・・・・・・文學博士　米田庄太郎

舊尾張藩に於ける地割制度・・・・・農學士　奥田彧

雜錄

「戰前戰後に於ける國富統計」を讀みて・・・・法學士　汐見三郎

舊尾張藩に於ける地割制度（二、完）

奥田彧

第一　緒言
第二　名稱
第三　分布
第四　制度の梗概
第五　發生及廢滅
第六　利害
第七　結言

第五　發生及び廢滅

本制度發生の年代は全然不明にして僅に元祿七年四月（日紀二三五四）尾州海東郡蟹江新田須成分の檢地帳によりて同年既に存在したる事、及び富田村の古老佐藤左兵衛氏の談により同地方の地割は慶長十三年（日紀二二六八）備前檢地（註二六）を以て始まりたりとの口碑の存在する事を知りしのみ。[49]

（註二六）慶長十三年幕府伊奈備前守忠次をして中野七藏忠吉、彦坂九兵衛光正と共に尾張一圓の檢地を行はしむ、忠次等は手代竿取案内の者に至るまで檢地に從ふ人員一同を神前に集めに互に不正の處置なからむ事を誓ひて、後七月二十日愛知郡矢田村より竿を入れ始めて十月二十日知多郡の南端に至りて終る、世に之を備前檢と稱す、[50]

49）市江幸三郎氏書簡
50）名古屋市役所編纂名古屋市史政治編第二60頁

本制度の起因に關する說は分ちてイ班田收授遺制說ロ地目變換說ハ境界整理說ニ共同開墾說ホ損益均分說の五とす。今之等の諸說を余が調査せる地方の地割慣行に適用し得るや否やを檢せんに、

（一）班田收授遺制說は內田博士の論文中に引用せらるゝ瀨尾氏の說[51]にして、其趣旨は「昔の班田授受法の遺制に御座候哉に相見へ申候其反證なるは海東郡福田村以南伊勢海岸迄の新田は右の如き地割若くは鍬替杯無之小作人は永小作と稱へ地上權を有し更(割勝)換杯無之候」と云ふにあり。然れども（イ）地割制度の內容は內田博士の研究の如く班田收授法の內容と異ること、[52]（ロ）後述の如く共同開墾によりて地割創始せられたりと想像し得る部落の存在すること、[53]（ハ）比較的近代に開墾せられたる土地にも地割が存在せしこと、[54]（ニ）永小作人が自ら地割をなす部落の存在し又は存在したること、[55]（ホ）慶長十三年備前檢地を以て發生したりとの口碑あることより考ふれば本說は余の調査せる地割慣行に適用し難し。

（二）地目變換說は富田村の古老佐藤佐兵衞氏の談なりとて市江幸三郎氏が余に通信せられたるものにして、同氏の書簡に「地割の儀は備前檢地を以て始めたり尤も舊一村內の今月の地租稅從前の年貢は高石何々石と決せしより田畑宅地に異動增減を生ずるから今日に宅地田畑の地目變更により地價地租に異動を生ずると同じく」五年或は十年目に地割替をなして石高に年貢を割當て平均を得たりと申居候間他に深き意見は無之候由（中略）百石として決せし地も四十町歩畑三町歩宅地五町歩ありしを數年後に田十一町歩畑一町五反歩宅地五町五反歩となりしから百石を割當て歩

51) 內田銀藏著日本經濟史の研究　上卷227頁　274頁以下
52) 同書
53) 本論文50-56頁
54) 本論文　50頁
55) 本論文　16頁
56) 本論文　43頁

合によりてなしたりと申居候」とあるが如く、其の要旨は尾張藩の租稅制度は高を課稅の目的物となす、然るに若し地目變換の行はるゝ時は其土地の利用法に變更を來し從つて其土地の生產にも亦變化を生ずるが故に從來と同一に租稅を賦課せらるゝ時は其額は租稅支拂能力と均衡を保ち得ざるに致るべし。依つて土地所有者一同が自己の土地を擧げて共有となし土地の割換を行ひ以て此の不均衡を矯正せんとしたるものなりと云ふにあり。

論者の言の如く地目變換によりてかゝる不均衡を生ずることは事實なるも、(イ)地目變換は土地の所有者が自發的に行ひたるものにして、彼は其施行にあたりてかゝる事實の起るべきことを當然豫想すべくたとひ地目變換の爲に租稅が苛重となるとも他人に之が救濟を仰ぐべき理なし(ロ)他の土地所有者は自己が多年營々として苦心力作したる土地を擧げて共有となし多大の時日と努力とを費して土地を割換へ以て他人の自發的行爲に基く租稅の苛重を輕減せんとはせざるべく(ハ)地目變換によりて從來の租稅が輕減せらるゝ場合には地目變換の當事者は地割施行を欲せざるべく(ニ)同地方にては畑は水田の中に高さ約二尺の盛土を爲したるものにして之が造成に對しては多大の分費を要するものなるが故に、一村の土地を擧げて共有となし地割を行ひ以て租稅の負擔の公平を計らざるべからざる程しかく多大の範圍に涉りて地目變換が行はるべきものにあらず。依是觀之本說は實際上發生し難き事實を推憶したるものと云ふべきにあらざるか。

(三)境界整理說は萬場の小出龜次郎氏が余に語られたる說にして、其の要旨は多年耕作する間には他人の土地を浸食し又は自己の土地を他人より蠶食せられて境界錯雜を來す故に地割を行ひて

境界の整理をなすと云ふにあり。本說は唯に小出氏のみならず他藩に於ても唱へらるゝ所にして牧野氏が越後長岡藩の地割制度の起源を論ぜられたる際に引用せられたる溫古の栞の一節に「其錯雜甚しく地主小作或は小作爭論止事無く(中…略)…故に石見守の內諭に隨ひ村民追々申合せ檢地帳の名請は假の議とし村の大小に應じ何軒前と定め(中略)鬮引にて年限中の持主を定めしより云云」[57]とあり。

論者の言の如く耕地の境界が每年多少亂雜となるは事實なるも、各自が多年苦心力作したる土地を擧げて共有となし地割をなさゞるべからざる程しかく錯雜を來すものにあらざるべく、又たとひ一旦は地割に依りて耕地の境界を一大整理するの必要ありとするも其際境界に標杭にても設置すれば再びかゝる煩雜なる事務を行ふ必要なきを以て之に因りて地割の發生することは極めて困難なり。若し强いて地割が之に基くものとせば其は一旦は眞に境界整理の必要ありて地割を行ひしに、其の後はかゝる必要なきも其が惰性となりて續行したるものなるべし。

(四)共同開墾說は小野武夫氏の唱へらるゝ所にして、其要旨は多數者共同して其地域の土地を開墾したる場合に土地の肥瘠其他の自然的狀態不同なるにより、一定年限每に土地の割換を行ひ以て土地の生產力を均分し共同開墾者間に利益の分配を公平ならしめんとしたるものなりと云ふにあり。[58]

尾張國の干拓地(俗稱新田)はたとひ水腐の害なくとも汐痛(シホヤミ)と稱する害あり。此害は鹽分樣のもの地表に一旦發生する時は良田は忽ち惡田と化して收穫皆無となり、反之從來潮痛にて收穫皆無

57) 國家學會雜誌第二十六卷第十二號91頁以下
58) 帝國農會報第五卷第十二號附錄本邦永小作慣行に關する調査136頁以下

なりし惡田も一度潮痛消滅する時は忽ち良田となるてふ奇しきものにして、是は總ての土地に發生するものに非ず同一開墾地内にても一は時々發生し他は一度も發生せざる事あり又開墾後二三百年を經過するも發生す。故にかくの如き地味の變化甚だしく且不均一なる土地を開墾當初より共同開墾者間に分配して各自の所有地を固定する時は彼等の間に利益分配の不公平を生ずるを以て、之が對應策として地割制度を適用するは理論上あり得べきのみならず余は本年七月大海用新田に於て之に關する徵證と見做すべきものを得たり。

大海用新田は海部郡蟹江町蟹江新田の一部にして、樋口好古著張濃間行記海東郡蟹江新田の條に「此新田は寛永十三丙子年開墾して元祿七甲戌年繩入(註二七)あり本郷は日光川の東西両岸にあり須成今村分蟹江分と三つに分れり云々」と記さるゝ今村分須成分に屬す。

(註二七) 繩入とは檢地の事なり。

今元祿七年四月同新田今村分及び須成分の檢地帳寫を見るに左の如し。

今村分檢地帳　(上田庄右衞門氏記錄)

小助山北川端

一中田三反三畝二十二歩　今村中

同所西

一中田壹反八畝拾二歩　村中

同所西

一中田七畝拾四歩　村中

下芝切

一中田八畝五歩　彦七郎

……(中畧)……

同所菅地戻地　新町

一上田壹反二畝二十一歩　貳拾五口分

……(中畧)……

右之寄

田畑合三拾貳町八反六畝三歩

内

須成　三十六人分　新町　貳拾五人分

孫六山
一上田一反五畝拾六歩
同所
一上田壹畝拾貳歩
……（中略）
太郎左山　村中割地
一中田壹反歩　角左衞門
……（中略）
右之寄
田畑三拾四町貳拾歩
（中略）
以上
元祿七年甲戌四月
片桐彌五左衞門代
伊藤仲右衞門
以下五名（氏名略）

說苑　舊尾張藩に於ける地割制度（二、完）

上田拾貳町四反九畝貳歩
分米百七拾四石八斗六升九合　反壹石四斗代　…（中略）
外
一壹畝歩　除　御藏屋敷
……（中略）
以上
元祿七甲戌年四月
片桐彌五左衞門代
伊藤仲右衞門
以下五名（氏名略）

須成分檢地帳　（上田庄右衞門記錄）

小市山　村中
一中田貳反三畝四歩
……（中略）
芝切之内
一屋敷壹反六畝拾五歩　源七
……（中略）

右檢地帳に基き村中、新町二十五口分及須成三十六人分の所有地の筆數及面積を計算するに、筆數に於ては全筆數の五〇％以上面積に於ては全面積の約七〇％を占む。

須成分	筆數 實數	筆數 %	面積 實數	面積 %
村中	三三〇	五五、二六	三三四〇三一 町反歩	六八、八三
新町二十五口分須成分三十六人分	二	〇、〇八	一一五	〇、〇四
小計	一	〇、二四	一五一六	〇、四六
其他	三三三	五五、八八	三三五三三	六九、五三
合計	一八四	四四、一二	一〇四三八	三〇、六七
	四一七	一〇〇、〇〇	三四〇〇一〇	一〇〇、〇〇

今村分	筆數 實數	筆數 %	面積 實數	面積 %
村中	二四三	五〇、七三	三二四一四 町反歩	六七、六九
新町二十五口分須成三十六人分	一五	三、一三	一四四二四	四、二一
小計	一	一	一	一
其他	二五八	五三、八六	三五九八	七一、八〇
合計	三三	四六、一四	九三六二五	二八、二〇
	四七九	一〇〇、〇〇	三二八六五	一〇〇、〇〇

右元祿七年(日紀二三五四)は同新田が開墾せられたる寛永十三年(日紀二二九六)を去ること五十八ヶ年なるを以て、右檢地記載の所有關係に開墾當時の所有關係とは全然別箇のものなりと思考せられ得るも、當時は宛も德川幕府より田畑永代賣買禁止令の發布せられたる寛永二十年(日紀二三〇三)に近く土地所有權移動の趨勢の抑止せられたる時代たるのみならず、[59] 開墾當時一個人の所有に依り土地が右計算の如く多大の程度に村民全體又は二十五人或は三十六人の共有地に變じたる事は私有財産制度の觀念の强烈なる當時に於て有り得べからざるを以て、右檢地帳記載の土地所有關係は開墾當時の狀態を幾分か保持するものと推定するも敢て不當に非るべし。而して

イ) 檢地帳に新町二十五口分又は二十五人分須成三十六人分及村中の所有地の多數存在する事

ロ) 須成、新町及今村は同新田を去る北方約一里に位する部落の名稱なる事を以て見れば、少くとも同

59) 瀧本誠一著日本經濟史66頁

新田の一部分は右記部落の住民が共同して開墾したるものと推定し得るなり。又(イ)檢地帳に新町二十五口分又は二十五人分須成三十六人分及村中と記さるゝ土地は村高地と稱して地割を行ひしも個人名を記さるゝ土地は分高地と稱して地割を行はざりしこと(ロ)[60]右檢地帳に村中割地なる文字を特に記載せらるゝは角左衞門なる個人所有地一筆に限れること(ハ)同村地割に新町二十五及須平三十六なる口數を用ゐしことを[61]以て見れば同新田の地割は共同開墾によりて起りたるものにして元祿七年には既に存在したるものと推定し得るなり。然らば共同開墾者は開墾直後地割を行ひしや又は一旦土地を分配し數年間用益したる後地味の變化又は不均一を見て共有に復して地割を始めたるやに關しては何等の徵證なしと雖も、中田博士の唱へらるゝ如く私有地を共有地となすは極めて困難なるのみならずかゝる干拓地に於て地味の變化又は不均一のあるべきは既定の事實なるを以て、必ずや彼等は地味の不均一又は變化を豫想して開墾直後地割を創始したるべし。若し然りとすれば本新田の地割は寛永十三年に起れるものなり。次に地主中自ら土地を用益して尙餘りある者は、其地方一般の慣習として一口に對し或額の敷金(通稱苞生料又は草切料)を徵集して小作せしむ、其小作人は口地持又は草切人と稱して地主の分配を受けたる土地を用益する權利を永久に有するに至る、茲に於て土地を直接用益せざる地主が自煩雜なる地割を行ふよりもむしろ利害關係の密接なる永小作人に一任するに若かずとして其施行を彼等に一任するに到りしならん、[63]かるが故に牧野信之助氏が熱田街道の南に當れる新田に割地慣行の存せざる原因を永小作關係の存在に歸せられしは些か[64]速斷の嫌あり、管見によれば之等の新田に於ては共同開墾者が開墾もの

60) 上田庄右衞門氏談
61) 本論文　28頁
62) 國家學會雜誌第十八卷第二百五號　57頁
63) 本論文　16-17頁
64) 國家學會雜誌第二十五卷第四號　頁

當所より各自の所有地を決定し其の土地に對して永小作權を設定したるが爲めに地割起らざりしなるべし。例へば地割の存在したる大海用新田の永小作人(口地持)は特定の土地に對し永小作權を有せざるも地割の存在せざりし海部郡飛島(トビシマ)村大字政成(マサナリ)新田の永小作人(草切人)は特定の土地に對し永小作權を有し而者の土地に對する關係は全然別異なるも、地主に對する關係は全然同一にして共に特定地主に對してのみ永小作關係を有する事は此の邊の消息を語るものにあらざるか。

(五)損益均分說は牧野信之助氏の提唱にかゝる、[65] 同氏は「尾張の割地慣行所在地は(中略)水損地たるか又は地味の變化甚だしき地なり而して不時に地味甚しく變動したる場合に於ては割換年限に達せずと雖も特に割換を行ひたるを見る共同開墾の事實は之を徵するを得ずされば此等の地に於ける割地慣行の起因は全然損害を均分に負擔せんとする思想より出でたりと決定すべし」と述べて地方汎例錄の文をも引用せらるゝを以て見れば。同氏は地割は水害其他地味の變化に基く損失を村民が共同負擔し以て相互救濟をなさん爲に創始したるものなりとせらるゝなり。余はかゝる場合の存する事を敢て排斥するものにあらざるも一般的に考ふる時は(イ)農地の改良は多大の勞資と年月とを費すに非ずんば成るものに非ずして土地は地主の戀女房なる事は敢て Thaer の言を俟つ迄もなき事なり。故に假令同一村民なりと雖も血族的關係又は經濟的關係の緊密ならざる他人の窮乏を救濟するが爲に自己最愛の美田を犧牲に供するが如き事はあらざるべく(ロ)當時の租稅制度にして耕地一筆毎に其生產狀態を檢見して(小檢見法により)其稅額を決定するものなりせば、地味の變化によつて收穫不良となりし耕地の租稅は輕減せらるゝを以て其土地の所有者は

65) 國家學會雜誌第二十五卷第四號　19-29頁

甚だしく其打擊を被らず、故に各人最愛の土地を擧げて共有となし地割を行ふ程の必要なかるべし。

かるが故に余は地割制度の原因を地味の變化に依る損益均分のみに歸するは如何ならんと思ひて調査の歩を進めたるに、本制度が租稅制度と關係を有すべしと想像し得るの史料を得たり。卽ち本藩に於ては左記戸田村の免定（納稅告知書）の示すが如く（甚目寺村及岩塚村のものをも得たるに同一形式なるを以て略す）土地の所有者を租稅主體となし一村全體の高を租稅客體となし地主又は農民を納稅者となすが故に、納稅告知書を藩より交付せらるゝ時は庄屋及關係者一同相會して各自の持高に正比例して分賦す。

免　定　（山田驛一郎氏文書）

一高貳千貳百八拾壹石八升貳合　海東郡戸田村取米千九拾貳石六斗三升九合、高四ッ七ト九厘、
内拾九石七斗五升　麥三十九石五斗二而納
一高百六拾石七斗三升四合　同所七ゲ所新田
取米百貳石八斗七升　高六ッ四ト取
内五石壹斗　麥拾石貳斗にて納
右のわけ
……（中　略）
右是者當戌の年御免相如此相究候間村中不殘立合以來申分無之樣致割符極月十日以前に急度可令皆納者也

天和貳年戌十一月　服部十右衞門

戸田村
庄屋
小百姓中
組頭

然も同地方は牧野氏の言の如く地味の變化甚しき土地にして、其土地の生産量は必ずしも其土地所定の「石高」に相應せず爲めに租稅が稅源に對して過輕又は過重なることあり、而も何等かの事由によりて納稅者中何人か納稅の義務を履行せざる時は、納稅者は連帶責任を有するを以て右未納の租稅を分擔納付せざるべからず。[66] 茲に於て各自の私有地を擧げて共有となし數年目に一回宛土地の階級を審査決定して各自の持高に相當する生産を擧げ得る樣に土地を分配し租稅の賦課を公平ならしめ納稅者全部をして各々租稅を完納せしむると共に他人の租稅未納に依る不慮の損失負擔を免かれんとの趣旨に基き、村民が自發的に地割を創始したるものなるべし。尾張藩代官丹羽又右衞門敎法略談の一節に「村により禁を侵して拔高とて田畠の高を減じて高金を取て人に與へ自ら地もなき高のみを有す固より貧民の所爲なれば當時の金を貪り後の因を顧みず年々其空高の稅を出すに至て愈困みにたへずしてこれを棄て出奔する其高の稅村かゝりと成て村民甚困窮するに至故に古より嚴令ありてこれを禁ずと雖も民これに利ある事故密にこれを行ふ如此成來れる村は年も經人も變化せしことなれば今更に改むべき術もなし又地概地押を行ふ村あり十年程の間には經界を正し反畝を檢するなり。之れを行ふ村は拔高拔地の害なしよき術といふべし」[67] とあるは余の推憶を裏書するものにあらずや。

66) 市江幸三郎氏及奥田信好氏の調査
67) 日本經濟叢書第十四卷 589-590頁

若しこの推憶にして誤らずとせば、之は先進諸學者の提唱せらるゝ租稅說に屬するものにして耕地共有制度は必ずしも共有財產制度より私有財產制度に移る過渡期の產物にあらざることを證するものと云ふべし。

以上余は地割の起因に關し些か得たる文書と見分と古老の言とに基き徒らに推憶を逞しくし批判を擅にしたるのみなるを以て右五說の是非を斷定するの勇氣を缺くと雖、强ひて言へば班田收受遺制說及地目變換說には贊意を表する事能はず、境界整理說は時としてかゝる場合もあらんも一般的には存在せざるべく、共同開墾說は理論上認容し得るのみならず之が徵證と見做すべきものあり、又地味の變化に依る損益均分說は余は敢て之を排斥するものにあらずと雖むしろ租稅制度が重大原因にあらずやと思惟す。要之余が調査せる部落の地割の起因の主たるものは共同開墾と租稅制度の二となすべきが如し。

然らばイ)此二原因による地割の內何れが先に發生したるやロ)兩種の地割は全然無關係に起こりたるやハ)尾張藩の地割は他藩より傳來せしものなりや、之等に關しては何等の材料を得ざりき。

斯くして起りたる地割制度は多くは明治の初年迄繼續明治六年の地租改正と共に他動的に廢滅したるも福島新田の如きは其の遺風を繼承して今尙施行しつゝあり。

第六　利害

地割によりて道路、用惡水路及び杁橋等を修理新設改廢し又は耕地の境界を矯正し得たれども

(イ)土地が細分せられたり、例へば異相源三郎氏の談に依れば服部にては一反歩の土地が三十五六筆に分割せられしとの事又下の一色の地割帳を見るに僅に三畝歩の土地が左の如く十三筆の土地より成る事を以て見るも地割によりて土地が如何に細分せられしかを推知し得べし。

川東田方渡し帳（森治平氏記錄）

（上略）

大當り　伊藤

一三畝三歩　一下　一歩　二百九十三

一上田六歩　三百九十二　一中　十二歩　百二十六

一中　十歩　三百六十七　一中　一歩　百二十七

一下　九歩　二百九十四

縫こし

一下　八歩　二十二

一下　八歩　二十三番

一九下三歩　七百六十

一九下七歩　七百六十一

流

一上田五歩　六百二十六

一中　十二歩　五百七番

一下　十一歩　七百七十七

×　三畝三歩

（下　略）

(ロ)一口の土地は總ての地種より構成せらるゝが故に各農家の經營地は散亂甚しく農地交叉するを以て服部にては抽籤後各當事者間に適宜分配地の交換を行ひて交叉の程度を緩和したり[68]ハ割換前一二年間は掠奪農業行はれしかば功光に於ては、地割年限は之れを不定期となし地主は適當の時期を見計ひて地割の年を突然發表し以て小作人が掠奪農業を行ふ機會を少からしめたり[69]ニ水田地割は多く秋期に始まりて冬期に終了せしかば二毛作に支障ありホ多大の時間と勞力とを要したり。要するに地割は現今の所謂耕地整理の利益あるも農業經營殊に集約的農業經營上多大の妨害あり。

依是觀之、地割は農業上の一惡制度なるが如きも遠く遡つて地割發生當時の農業狀態を追想す

68) 異相源三郎氏談
69) 小出龜次郎氏調査

るに、其當時は(少くとも元祿時代)農業の技術未だ進歩せず其經營は粗放なりしを以て、地割を施行するも農業經營上差程大なる支障なかりしのみならず、之が爲に當時の租稅制度に適應し又は共同開墾上の利益を公平に享受し得たるならんも、其の後農業技術進歩し其の經營集約となるに到りしかば既記弊害が漸次顯出するに至りたるものなるべし、例へば千音寺は從前十ヶ年毎に地割を行ひしも其の後村民の希望によりて地割年限を延長したるが如き、[70] 又福島にては以前五ヶ年毎に地割を行ひしも今より二十年前に十ヶ年に延長し、更に近來は本制度全廢の希望者漸次增加しつゝあるが如きは此一例證と云ふべきなり。[71]

第七、結　言

之を要するに、舊尾張藩に於ける地割は極めて廣き範圍に涉りて施行せられたるものにして、其內容は論文の簡略上他藩のものと一々比較論評するを避けたるも特に著しき點あるを見ず、其發生の年代は不明なるも既に元祿七年に存在したる徵證あり、其の主たる發生原因としては共同開墾及租稅制度の二を擧げ得べしと雖尙研究の餘地大にあり、又本制度は今日より考ふれば農業經營殊に集約經營上幾多の弊害ありと雖も發生當時に於ては重要にして且つ止むべからざる制度なりしならん。

× × × × × ×

終に臨み研究上御懇篤なる御指導を賜りたる京都帝國大學教授文學博士三浦周行先生に對し謹んで感謝の意を表す。(大正一〇、一一、一北海道帝國大學農學部農業經濟學教室)

編輯擔任　附錄の地割地圖は編輯の都合上掲載せず。

70) 小出龜次郎氏調査
71) 佐藤忍次郎氏談